

# はしがき

平成 27 年から相続税の基礎控除が引き下げられ申告実務や対策実務も増加しています。

実務が増えればいろいろな事案に対応する知識が必要になります。

しかし、相続税・贈与税の実務はスポット事案であり、直接実務に関わる経験から得られる知識は多くありません。

ゆえに相続税・贈与税の実務は、「この処理でいいのか」と悩むことが多くあると思います。

本冊子では、悩みそうな実務事例を多数掲載しています。

増加した実務事案にミスなく対応できるように活用していただければ幸いです。

# Contents

## 1 相続税の課税財産・非課税財産

Q1 - ①	相続開始の同年中に被相続人から贈与を受けた相続人が相続又は遺贈により財産を取得しない場合	1
Q1 - ②	売買契約中の土地がある場合	3
Q1 - ③	未支給の国民年金を相続人が受給した場合	4
Q1 - ④	不動産の共有持分を共有者の死亡により他の共有者が取得した場合	5
Q1 - ⑤	相続開始後に支払を受けた被相続人の入院給付金	6
Q1 - ⑥	生命保険に係るリビング・ニーズ特約に基づく生前給付金	8
Q1 - ⑦	契約者と保険料負担者とが異なる場合の生命保険契約に関する権利	9
Q1 - ⑧	混同により消滅した相続人に対する債権	10
Q1 - ⑨	生命保険金とともに払戻しを受ける前納保険料	11
Q1 - ⑩	契約者貸付金等がある場合の保険金	12
Q1 - ⑪	相続開始日において支払日が到来していない家賃	13
Q1 - ⑫	墓地用地として貸し付けている土地	14
Q1 - ⑬	生命保険金を目的とした代償分割をすることの可否	15
Q1 - ⑭	相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を目的とした代償分割をすることの可否	16
Q1 - ⑮	生命保険契約に関する権利を遺産分割して申告することの可否	17
Q1 - ⑯	3年以内に贈与を受けた者が相続しない場合	19
Q1 - ⑰	3年以内に贈与を受けた孫が生命保険金を受け取った場合	20

<b>Q1</b> - 18	住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例を受けていた場合	21
<b>Q1</b> - 19	相続開始の年に被相続人から贈与を受けていた場合	22
<b>Q1</b> - 20	相続時精算課税の適用財産に評価誤りがある場合	25
<b>Q1</b> - 21	タワーマンションの評価方法	26

## 2 小規模宅地等の減額特例

<b>Q2</b> - 1	遺留分減殺請求訴訟が提起されている場合の特例の適用	32
<b>Q2</b> - 2	更正の請求による特例の適用	34
<b>Q2</b> - 3	遺産分割で揉めている場合の特例の適用	35
<b>Q2</b> - 4	選択特例対象宅地等の変更の可否	37
<b>Q2</b> - 5	特例対象宅地等	38
<b>Q2</b> - 6	居住用以外の部分がある場合の特定居住用宅地等の範囲	40
<b>Q2</b> - 7	被相続人が入院のために長期間空家にしていた自宅についての特例の適用	41
<b>Q2</b> - 8	被相続人が二世帯住宅に居住していた場合	42
<b>Q2</b> - 9	被相続人が老人ホームに入居していた場合	44
<b>Q2</b> - 10	宅地等が未分割の時の申告手続き	46
<b>Q2</b> - 11	被相続人が実際に居住していた家屋に住民票がない場合の特定居住用宅地等	47
<b>Q2</b> - 12	農業用倉庫の敷地についての特例の適用	48

## 3 相続税の税額計算と申告納税

- Q3 - ① 被相続人が老人ホームで死亡した場合の納税地 50
- Q3 - ② 養子の子の代襲相続権 51
- Q3 - ③ 更正の請求による配偶者の税額軽減 52
- Q3 - ④ 「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出されていない場合の配偶者の税額軽減 53
- Q3 - ⑤ 配偶者以外の者が隠ぺい仮装した財産を配偶者が取得した場合の配偶者の税額軽減 54
- Q3 - ⑥ 過去に障害者控除を受けたことがある場合 57
- Q3 - ⑦ 被相続人が義父から遺贈を受けた財産に係る相続税の相次相続控除 59
- Q3 - ⑧ 相続人が相続の放棄をした場合 60
- Q3 - ⑨ 実子の妻及び子が養子となっていた場合 61
- Q3 - ⑩ 養子の子で縁組前に出生した子を養子にしていた場合 62

## 4 遺産分割（民法）と相続税との関係

- Q4 - ① 遺言無効訴訟が提起されている場合 64
- Q4 - ② 遺留分の減殺請求がされている場合 65
- Q4 - ③ 保険証券の受取人が「相続人」となっている場合 67
- Q4 - ④ 遺言による保険金受取人の変更 67
- Q4 - ⑤ 遺産分割で特別受益を考慮する場合 68

Q4 - 6 遺産分割で寄与分を考慮する場合 70

## 5 贈与税

Q5 - 1 生命保険契約の契約者変更をした場合 72

Q5 - 2 契約者と保険料負担者が異なる場合 73

Q5 - 3 負担付贈与等 74

Q5 - 4 婚姻の取消し又は離婚により財産の取得があった場合 75

Q5 - 5 子供に対する生活費等の贈与をした場合 76

Q5 - 6 贈与のあった年の年末までに離婚した場合の配偶者控除の適用 77

Q5 - 7 相続時精算課税選択届出書の提出を失念した場合 79

Q5 - 8 住宅取得等資金の贈与を受けて取得した住宅に翌年3月15日までに居住しない場合 80

Q5 - 9 住宅取得等資金の贈与を受けて新築する住宅の完成が翌年3月16日以降になる場合 83

Q5 - 10 住宅取得等資金の贈与を受けて新築する住宅が翌年3月15日までに一部できている場合 84

Q5 - 11 住宅取得等資金の贈与を受けて土地を購入した場合 85

Q5 - 12 店舗兼住宅の床面積の判定 87

Q5 - 13 省エネ等住宅の適用を受ける場合 89

## 6 相続税申告及び税務調査

# 相続税の課税財産・非課税財産

## Q 1-1

相続開始の同年中に被相続人から贈与を受けた相続人が相続又は遺贈により財産を取得しない場合

**Q** 長男は平成 27 年に父から贈与により財産を取得した。その父が同年中に死亡し、その相続に際して長男は相続財産を取得しなかった。相続人である長男は、被相続人である父から相続開始前 3 年以内に贈与により財産を取得しているため、その贈与財産を相続財産に加算して相続税の申告をする必要があるか。

**A** 相続開始前 3 年以内の贈与でも相続税の課税価格に加算する必要はない。

相続又は遺贈により財産（みなし相続又は遺贈財産を含む）を取得した者が、相続開始前 3 年以内に贈与により財産を取得した場合に、その贈与により取得した財産の価額は相続税の課税価格に加算されることとなる（相法 19 ①）。

したがって、相続人である長男は、相続又は遺贈により財産を取得していないため、相続税法第 19 条第 1 項の規定は適用されず、贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算しないので相続税の申告は不要となる。

ただし、相続人である長男は、平成 27 年分の贈与税の申告が必要となる。

### （相続開始前 3 年以内に贈与があった場合の相続税額）

**相続税法第 19 条** 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前 3 年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産（第 21 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 21 条の 3 及び第 21 条の 4 の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（特定贈与財産を除く。）に限る。以下この条及び第 51 条第 2 項において同じ。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第 15 条から前条までの規定を適用して算出した金額（当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額（第 21 条の 8 の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）をもって、その納付すべき相続税額とする。

**(贈与により取得した財産の価額)**

**相続税法基本通達 19 - 1** 法第 19 条第 1 項の規定により相続税の課税価格に加算される財産の価額は、当該財産に係る贈与の時点における価額によるのであるから留意する。

**(相続開始前 3 年以内の贈与)**

**相続税法基本通達 19 - 2** 法第 19 条に規定する「当該相続の開始前 3 年以内」とは、当該相続の開始の日からさかのぼって 3 年目の応当日から当該相続の開始の日までの間をいうのであるから留意する。

**(相続の放棄等をした者が当該相続の開始前 3 年以内に贈与を受けた財産)**

**相続税法基本通達 19 - 3** 相続開始前 3 年以内に当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者（当該被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者を除く。）が当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合においては、その者については、法第 19 条の規定の適用がないのであるから留意する。

なお、当該相続時精算課税適用者については、当該被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。

**< 事例 > 相続時精算課税の適用を受けている者の場合**



∴ A の贈与は相続税の課税価格に加算される。

その贈与について相続時精算課税を適用した者である場合には、相続により取得したものとみなされることから、相続税の申告をしなければならない（相法 21 の 16 ①）。

**相続税法第 21 条の 16** 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第 21 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続（当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして第 1 節の規定を適用する。

## Q3-2

## 養子の子の代襲相続権

Q 被相続人Aの親族関係図は次のとおりである。



養子Cは被相続人Aが死亡する前に既に死亡している。養子Cには、被相続人Aと養子Cの養子縁組前に出生した子(孫E)と養子縁組後に出生した子(孫F)がいる。

相続税の総額を計算する際の法定相続人の数は何人か。

A 法定相続人の数は配偶者Bと孫Fの2人となる。

孫Eは、養子Cが被相続人Aの子としての身分を取得する前の子であることから、被相続人Aの直系卑属には該当しないため、相続人とはならない。

養子は、縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得するとされ(民法809)、また、被相続人の子が相続開始前に死亡したときは、その者の子が代襲相続人となるとされているものの、被相続人の直系卑属でない者は代襲相続人とはならないとされている(民法887②)。したがって、法定相続人の数は配偶者Bと養子Cの代襲相続人となる孫Fの2人となる。

**(嫡出子の身分の取得)**

**民法第809条** 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

**(子及びその代襲者等の相続権)**

**民法第887条** 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。